

○前橋市議会議員の請負の状況の公表に関する規程

令和 8 年 3 月 2 7 日

議会規程第 1 号

議会事務局

(目的)

第 1 条 この規程は、前橋市議会議員（以下「議員」という。）が前橋市に対し請負（地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 2 条の 2 に規定する請負をいう。以下同じ。）をする者又はその支配人である場合における請負の状況を公表すること等により、請負の状況の透明性を確保し、もって議会の運営の公正及び事務の執行の適正を図ることを目的とする。

(報告等)

第 2 条 議員は、毎年 6 月 1 日から同月 3 0 日までの間（当該期間内に任期満了又は議会の解散による任期終了により議員でない期間がある者で当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となったものにあつては、再び議員となった日から起算して 3 0 日を経過する日までの間）に、当該 6 月 3 0 日の属する会計年度の前会計年度（議員である期間に限る。第 1 号エにおいて同じ。）における前橋市に対する請負（当該前会計年度において支払を受けたものに限る。）について、議長に対し、次に掲げる事項（以下「報告事項」という。）を請負状況等報告書（様式第 1 号）により報告しなければならない。

(1) 請負ごとに、それぞれ次に掲げる事項

ア 請負の対象とする役務、物件等

イ 契約締結日

ウ 契約金額（契約金額が定められている請負に限る。）

エ 当該 6 月 3 0 日の属する会計年度の前会計年度において支払を受けた総額

(2) 前号エに掲げる総額の合計額

2 議員は、報告事項を訂正する必要があるときは、議長に、当該訂正に係る事項を訂正届（様式第 2 号）により届け出なければならない。

(報告事項の一覧の作成及び公表)

第 3 条 議長は、報告事項（前条第 2 項の規定による届出があつた場合にあつては、当該届出による訂正後の報告事項）の一覧を作成し、公表しなければならない。

2 議長は、前項の規定による一覧の公表後に、当該一覧を訂正するときは、訂正した部分を読むことができるように字体を残さなければならない。

(報告書等の保存)

第 4 条 第 2 条第 1 項の規定による報告に係る請負状況等報告書及び同条第 2 項の規定による届出に係る訂正届（以下「報告書等」という。）は、議長において、当該報

告をすべき期限の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

（期限の特例）

第5条 第2条第1項の規定による報告をすべき期限が前橋市の休日を定める条例（平成元年前橋市条例第14号）第1条第1項に規定する市の休日に当たるときは、その日の翌日をもってその期限とみなす。

（委任）

第6条 この規程の施行に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

この規程は、公表の日から施行し、令和7年4月1日に始まる会計年度における請負から適用する。

年 月 日

前橋市議会議長 様

前橋市議会議員

請負状況等報告書

前橋市議会議員の請負の状況の公表に関する規程第 2 条第 1 項の規定により、次のとおり 年度の請負状況等を報告します。

契約締結日	対象とする役務、物件等	契約金額（円） （単価契約である 場合はその旨）	昨年度（会計年度）に 支払を受けた額（円）

支払を受けた総額	円
----------	---

（注） 契約金額及び支払を受けた額は、消費税及び地方消費税込みの額を記入

様式第 2 号（第 2 条関係）

年 月 日

前橋市議会議長 様

前橋市議会議員

訂正届

前橋市議会議員の請負の状況の公表に関する規程第 2 条第 2 項の規定により、次のとおり 年度の請負状況等について訂正します。

1 訂正箇所

2 訂正の理由